

法務委員会

委員一覧 (20名)

委員長	弘友	和夫 (公明)	山東	昭子 (自民)	松岡	徹 (民主)
理事	荒井	正吾 (自民)	陣内	孝雄 (自民)	魚住	裕一郎 (公明)
理事	谷川	秀善 (自民)	関谷	勝嗣 (自民)	仁比	聡平 (共産)
理事	築瀬	進 (民主)	南野	知恵子 (自民)	亀井	郁夫 (国日)
理事	木庭	健太郎 (公明)	江田	五月 (民主)	扇	千景 (無)
	青木	幹雄 (自民)	千葉	景子 (民主)	角田	義一 (無)
	杳掛	哲男 (自民)	前川	清成 (民主)		(18.3.9 現在)

(1) 審議概観

第164回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出8件(うち本院先議4件)及び衆議院提出1件(法務委員長)の合計9件であり、いずれも可決した。

また、本委員会付託の請願25種類322件のうち、2種類33件を採択した。

〔法律案の審査〕

民事関係 法の適用に関する通則法案は、国際的な取引等の増加や多様化などの社会経済情勢の変化及び近時における諸外国の国際私法に関する法整備の動向にかんがみ、明治31年に制定された法例の全部を改正し、財産的法律関係の準拠法の指定などの規定を整備するとともに、国民に理解しやすい法律とするためその表記を現代用語化し、題名を変更しようとするものである。委員会においては、今回の改正の意義、国際的な法適用の調和、日本法の競争力、消費者契約及び生産物責任の特例の適用範囲、不法行為に関する特別留保条項を存続させる理由、外国人労働者の実態、国際私法教育の重要性等について質疑が行われ、参考人から意見を聴取した後、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

刑事関係 犯罪者予防更生法の一部を改正する法律案は、近年における仮釈放審理事件の増加及び複雑困難化等に迅速かつ的確に対応するため、地方更生保護委員会の委員の人数の上限を改めようとするものである。衆議院提出による執行猶予者保護観察法の一部を改正する法律案は、現在の保護観察付き執行猶予者に対する保護観察制度について、対象者の所在の把握等が十分とはいえず、また、善行を保持する等の一般的な遵守事項しか定められていないため、個々の対象者にふさわしい処遇をすることが難しい状況にあること等にかんがみ、転居又は7日以上の旅に係る許可、特別の遵守事項等に関する規定を整備しようとするものである。委員会においては、両法律案を一括して議題とし、仮釈放の判断基準及び審理の在り方、地方更生保護委員会の委員の構成と民間人の登用、仮釈放者に対する就労支援策、保護観察官の職務の実情

及び専門性と採用・育成策、保護司への支援及び適格者の確保、満期受刑者への対応を含む再犯防止対策等について質疑が行われ、いずれも全会一致をもって可決された。なお、両法律案に対し、附帯決議が付された。

・ **組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律案**は、犯罪収益のはく奪及び犯罪被害者の保護を一層充実させるため、財産犯等の犯罪行為によりその被害を受けた者から得た犯罪被害財産について、一定の場合に没収又はその価額の追徴を可能とした上、没収又は追徴した財産を被害回復給付金の支給に充てるための所要の規定等を整備しようとするものである。**犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律案**は、犯罪被害者の保護を一層充実させるため、犯罪被害財産の没収又は追徴により得た財産等を用いて、当該犯罪行為により財産的被害を受けた者等に対する被害回復給付金の支給を行うために必要な事項を定めようとするものである。委員会においては、両法律案を一括して議題とし、犯罪被害者対策への取組姿勢、支給対象犯罪行為の範囲、申請可能な犯罪被害者に対する周知徹底方法、給付資金の一般会計への歳入繰入れの妥当性、剰余の給付資金を活用した犯罪被害者支援制度創設の必要性、犯罪被害財産に係る国税滞納処分の在り方等について質疑が行われ、また、参考人から意見を聴取した。質疑終局の後、民主党・新緑風会から、組織的犯罪処罰法改正案に対し、没収保全を国税滞納処分に優先させる等の修正案が、また、被害回復給付金支給法案に対し、支給開始決定の周知に係る規定を追加する等の修正案が、それぞれ提出された。両修正案はいずれも否決され、両法律案は、いずれも全会一致をもって原案どおり可決された。なお、両法律案に対し、附帯決議が付された。

刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案は、近年、公務執行妨害罪や窃盗罪、特に、成人による万引き事犯の検挙件数が急増し、また、業務上（重）過失致死傷罪について罰金刑の上限額が科される事件の割合が増加している実情等にかんがみ、これらの犯罪に適正に対処するため、罰金刑を新設するなどその法定刑を改めるとともに、略式命令の限度額の引上げ及び財産刑の執行に関する手続の整備をしようとするものである。委員会においては、刑罰体系における罰金刑の位置付け、今回の罰金刑の新設及び上限引上げの必要性と効果、労役場留置の現状と同制度の在り方等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。

刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律案は、刑事施設、留置施設及び海上保安留置施設に収容されている未決拘禁者等について、その人権を尊重しつつ、適切な処遇を行うため、その権利及び義務の範囲を明らかにするなど、その処遇に関する事項について定めるほか、留置施設及び海上保安留置施設の設置の根拠、留置施設への代替収容等について所要の規定を整備しようとするものである。委員会においては、代用監獄制度に対する認識、大規模独立留置場の法務省への所管替え、未決者の拘禁の在り方、捜査と留置の分離の徹底、留置場における取調べの実

態、電話による外部交通のアクセスポイントとしての日本司法支援センター等の活用、取調べの可視化など捜査の在り方等について質疑が行われ、参考人からの意見聴取及び東京拘置所等の実情調査を行った。質疑終局の後、民主党・新緑風会から、政府は留置施設における未決拘禁者の収容を漸減するよう努めなければならないものとする等の修正案が提出された。討論の後、修正案は否決され、本法律案は、多数をもって原案どおり可決された。なお、附帯決議が付された。

出入国管理関係 出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案は、テロの未然防止のため、上陸審査時に特別永住者等を除く外国人に指紋等の個人識別情報の提供を義務付け、及びテロリストの入国を規制するための措置を講ずるほか、上陸審査及び退去強制の手続の一層の円滑化のための措置を講ずるとともに、構造改革特別区域法に規定されている在留資格に関する特例措置等を全国において実施するための規定を整備しようとするものである。委員会においては、個人識別情報に指紋を含めることの是非、同情報の提供義務対象者の範囲及び情報保管の在り方、同情報システム整備の在り方、テロリスト認定手続における適正手続の保障等について質疑が行われ、参考人からの意見聴取及び成田空港の実情調査を行った。質疑終局の後、民主党・新緑風会から、一定の場合を除き、個人識別情報は、提供者が出国後若しくは永住者となった時点で直ちに削除する等の修正案が提出された。討論の後、修正案は否決され、本法律案は、多数をもって原案どおり可決された。なお、附帯決議が付された。

このほか、**裁判所職員定員法の一部を改正する法律案**が可決され、附帯決議が付された。

〔国政調査等〕

3月9日、法務行政の基本方針について杉浦法務大臣から所信を聴取した。

同日、第163回国会閉会後の1月16日、17日の2日間にわたり、司法行政及び法務行政等に関する実情調査のため、長崎県及び福岡県において実施した委員派遣について、派遣委員から報告を聴取した。

3月16日、法務行政の基本方針に対する質疑を行い、法務大臣就任に当たり総理から受けた格別の指示（「世界一安全な国—日本」の復活、再犯防止対策の推進、出入国管理対策の強化、司法制度改革についての改革の本旨に従った運用）への対応方針、不法滞在者半減計画・密入国者対策及び難民認定の状況、行刑施設における情報流出問題、性犯罪者に係る出所者情報提供制度の運用状況、日本司法支援センターの業務開始に向けた準備状況、違法取立て等に対する取締りの在り方等が取り上げられた。

3月22日、予算委員会から委嘱された平成18年度法務省予算等の審査を行い、再犯防止のための犯罪原因に関する研究状況、裁判員制度実施に向けた施設整備計画・広報及び法教育のための予算措置、少年の更生保護拡充への取組状況、出資法の制限金利見直しに関する調査・研究のための予算額等について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成18年3月9日(木)(第1回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 法務及び司法行政等に関する調査を行うことを決定した。
- 法務行政の基本方針に関する件について杉浦法務大臣から所信を聴いた。
- 平成18年度法務省及び裁判所関係予算に関する件について河野法務副大臣及び最高裁判所当局から説明を聴いた。
- 派遣委員から報告を聴いた。

○平成18年3月16日(木)(第2回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 法務行政の基本方針に関する件について杉浦法務大臣、河野法務副大臣、三ッ林法務大臣政務官、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った。
〔質疑者〕谷川秀善君(自民)、千葉景子君(民主)、木庭健太郎君(公明)、仁比聡平君(共産)、亀井郁夫君(国日)

○平成18年3月22日(水)(第3回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成十八年度一般会計予算(衆議院送付)
平成十八年度特別会計予算(衆議院送付)
平成十八年度政府関係機関予算(衆議院送付)
(裁判所所管及び法務省所管)について杉浦法務大臣、河野法務副大臣、三ッ林法務大臣政務官、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った。
〔質疑者〕荒井正吾君(自民)、前川清成君(民主)、浜四津敏子君(公明)、仁比聡平君(共産)、亀井郁夫君(国日)

本委員会における委嘱審査は終了した。

- 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(閣法第13号)(衆議院送付)について杉浦法務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成18年3月23日(木)(第4回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(閣法第13号)(衆議院送付)について杉浦法務大臣、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った。
〔質疑者〕荒井正吾君(自民)、江田五月君(民主)、木庭健太郎君(公明)、亀井郁夫君(国日)、仁比聡平君(共産)

○平成18年3月28日(火)(第5回)

- 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(閣法第13号)(衆議院送付)を可決した。
(閣法第13号)賛成会派 自民、民主、公明、共産、国日
反対会派 なし
欠席会派 無

なお、附帯決議を行った。

- 犯罪者予防更生法の一部を改正する法律案（閣法第26号）（衆議院送付）について杉浦法務大臣から趣旨説明を聴き、
執行猶予者保護観察法の一部を改正する法律案（衆第10号）（衆議院提出）について提出者衆議院法務委員長石原伸晃君から趣旨説明を聴いた。

○平成18年3月30日（木）（第6回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 犯罪者予防更生法の一部を改正する法律案（閣法第26号）（衆議院送付）
執行猶予者保護観察法の一部を改正する法律案（衆第10号）（衆議院提出）

以上両案について杉浦法務大臣、河野法務副大臣、三ッ林法務大臣政務官、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った後、いずれも可決した。

〔質疑者〕谷川秀善君（自民）、前川清成君（民主）、木庭健太郎君（公明）、仁比聡平君（共産）、亀井郁夫君（国日）

（閣法第26号）賛成会派 自民、民主、公明、共産、国日

反対会派 なし

欠席会派 無

（衆第10号）賛成会派 自民、民主、公明、共産、国日

反対会派 なし

欠席会派 無

なお、両案について附帯決議を行った。

○平成18年4月4日（火）（第7回）

- 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案（閣法第51号）について杉浦法務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成18年4月6日（木）（第8回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案（閣法第51号）について杉浦法務大臣、河野法務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕荒井正吾君（自民）、松岡徹君（民主）、荒木清寛君（公明）、仁比聡平君（共産）、亀井郁夫君（国日）

（閣法第51号）賛成会派 自民、民主、公明、共産、国日

反対会派 なし

欠席会派 無

○平成18年4月11日（火）（第9回）

- 法の適用に関する通則法案（閣法第43号）について杉浦法務大臣から趣旨説明を聴いた。

また、同法案について参考人の出席を求めることを決定した。

○平成18年4月13日(木)(第10回)

- 法の適用に関する通則法案(閣法第43号)について参考人京都大学大学院法学研究科教授櫻田嘉章君、三菱商事株式会社理事大村多聞君及び日本弁護士連合会国際私法現代化関係及び国際裁判管轄制度に関する検討会議委員手塚裕之君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

[質疑者] 谷川秀善君(自民)、築瀬進君(民主)、仁比聡平君(共産)、亀井郁夫君(国日)、浜四津敏子君(公明)

○平成18年4月18日(火)(第11回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 法の適用に関する通則法案(閣法第43号)について杉浦法務大臣、河野法務副大臣、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った後、可決した。

[質疑者] 荒井正吾君(自民)、築瀬進君(民主)、浜四津敏子君(公明)、仁比聡平君(共産)、亀井郁夫君(国日)

(閣法第43号) 賛成会派 自民、民主、公明、共産、国日

反対会派 なし

欠席会派 無

なお、附帯決議を行った。

- 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第49号)

犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律案(閣法第50号)

以上両案について杉浦法務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成18年4月20日(木)(第12回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第49号)

犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律案(閣法第50号)

以上両案について杉浦法務大臣、河野法務副大臣、後藤田内閣府大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者] 荒井正吾君(自民)、尾立源幸君(民主)、木庭健太郎君(公明)、仁比聡平君(共産)、亀井郁夫君(国日)

また、両案について参考人の出席を求めることを決定した。

○平成18年4月25日(火)(第13回)

- 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第49号)

犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律案(閣法第50号)

以上両案について参考人中央大学法科大学院・法学部教授椎橋隆幸君、弁護士宇都宮健児君及び日本女子大学家政学部助教授細川幸一君から意見を聴いた後、各参考

人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕谷川秀善君（自民）、尾立源幸君（民主）、木庭健太郎君（公明）、仁比聡平君（共産）、亀井郁夫君（国日）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第49号）

犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律案（閣法第50号）

以上両案について杉浦法務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、いずれも可決した。

〔質疑者〕築瀬進君（民主）、仁比聡平君（共産）、亀井郁夫君（国日）

（閣法第49号）賛成会派 自民、民主、公明、共産、国日

反対会派 なし

欠席会派 無

（閣法第50号）賛成会派 自民、民主、公明、共産、国日

反対会派 なし

欠席会派 無

なお、両案について附帯決議を行った。

○平成18年4月27日（木）（第14回）

○出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案（閣法第56号）（衆議院送付）について杉浦法務大臣から趣旨説明を聴いた。

また、同法律案について参考人の出席を求めることを決定した。

○平成18年5月9日（火）（第15回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案（閣法第56号）（衆議院送付）について杉浦法務大臣、河野法務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕谷川秀善君（自民）、松岡徹君（民主）、千葉景子君（民主）、木庭健太郎君（公明）、仁比聡平君（共産）、亀井郁夫君（国日）

○平成18年5月11日（木）（第16回）

○出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案（閣法第56号）（衆議院送付）について参考人筑波大学大学院図書館情報メディア研究科助教授新保史生君、桜美林大学国際学部教授加藤朗君及び弁護士難波満君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕荒井正吾君（自民）、松岡徹君（民主）、木庭健太郎君（公明）、仁比聡平君（共産）、亀井郁夫君（国日）

○平成18年5月16日（火）（第17回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案（閣法第56号）（衆議院送付）に

ついて杉浦法務大臣、河野法務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕松岡徹君（民主）、千葉景子君（民主）、木庭健太郎君（公明）、仁比聡平君（共産）、亀井郁夫君（国日）

（閣法第56号）賛成会派 自民、公明、国日

反対会派 民主、共産

欠席会派 無

なお、附帯決議を行った。

○平成18年5月18日（木）（第18回）

- 刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第85号）（衆議院送付）について杉浦法務大臣から趣旨説明を聴いた。

また、同法律案について参考人の出席を求めることを決定した。

○平成18年5月23日（火）（第19回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。

- 刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第85号）（衆議院送付）について杉浦法務大臣、杓掛国家公安委員会委員長、河野法務副大臣、三ッ林法務大臣政務官、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った。

〔質疑者〕荒井正吾君（自民）、前川清成君（民主）、松岡徹君（民主）、木庭健太郎君（公明）、仁比聡平君（共産）、亀井郁夫君（国日）

○平成18年5月25日（木）（第20回）

- 刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第85号）（衆議院送付）について参考人中央大学法科大学院・法学部教授椎橋隆幸君、一橋大学大学院法学研究科教授後藤昭君、前財団法人全国篤志面接委員連盟理事長中間敬夫君及び日本弁護士連合会刑事拘禁制度改革実現本部事務局長小池振一郎君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕谷川秀善君（自民）、千葉景子君（民主）、木庭健太郎君（公明）、仁比聡平君（共産）、亀井郁夫君（国日）

○平成18年5月30日（火）（第21回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。

- 刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第85号）（衆議院送付）について杉浦法務大臣、杓掛国家公安委員会委員長、河野法務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕荒井正吾君（自民）、松岡徹君（民主）、木庭健太郎君（公明）、仁比聡平君（共産）、亀井郁夫君（国日）

○平成18年6月1日（木）（第22回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。

- 刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第85号）（衆

議院送付)について杉浦法務大臣、河野法務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕千葉景子君（民主）、木庭健太郎君（公明）、仁比聡平君（共産）、亀井郁夫君（国日）

（閣法第85号）賛成会派 自民、公明

反対会派 民主、共産、国日

欠席会派 無

なお、附帯決議を行った。

○平成18年6月15日（木）（第23回）

- 請願第2000号外32件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第1号外288件を審査した。
- 法務及び司法行政等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

（3）議案の要旨・附帯決議

○成立した議案

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（閣法第13号）

【要旨】

本法律案は、下級裁判所における事件の適正迅速な処理を図るため、裁判所の職員の定員を改めようとするものであり、その内容は次のとおりである。

- 一、裁判官のうち、判事の員数を40人増加し1,597人に、判事補の員数を35人増加し915人に、それぞれ改める。
- 二、裁判官以外の裁判所の職員の員数を3人増加し、2万2,086人に改める。
- 三、この法律は、平成18年4月1日から施行する。

【附帯決議】

政府及び最高裁判所は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 一 司法制度改革の成果が国民に実感できるものとなるよう、裁判員制度など新たな制度の円滑な導入、司法サービスの充実等に必要な人的・物的体制の整備を着実に進めるとともに、関係機関との連携の強化に一層努めること。特に、人的体制の整備に当たっては、中長期的な展望のもとに計画的に行うよう努めること。
- 二 社会の変容に伴い、司法の役割がますます重要になっていることにかんがみ、国民の期待に応える裁判を実現するため、研修の充実等を図り、裁判官及びその他の裁判所職員の専門性、資質・能力の一層の向上に努めること。

右決議する。

犯罪者予防更生法の一部を改正する法律案（閣法第26号）

【要旨】

本法律案は、近年における仮釈放審理事件の増加及び複雑困難化等に迅速かつ的確に対応するため、地方更生保護委員会の委員の人数の上限を改めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、地方更生保護委員会を組織する委員の上限を12人から14人に改める。
- 二、この法律は、平成18年4月1日から施行する。

【犯罪者予防更生法の一部を改正する法律案及び執行猶予者保護観察法の一部を改正する法律案に対する附帯決議】

政府は、両法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 一 国民の安全と安心を守ることこそが、政治の最も基本的な役割であることを改めて確認し、国民の安全を守るための施策に関しては十分な財政措置を講ずること。
- 二 刑務所内における矯正教育を更に徹底させて、犯罪者更生プログラムを完成させるとともに、受刑者らが出所後、再び犯罪を犯し、国民の安全と安心を妨げることのないよう、再犯防止のための施策を一層向上させること。
- 三 地方更生保護委員会における仮釈放に関する審理が、合理的で、かつ透明性が高く、犯罪被害者はもとより広く国民の理解を得られるよう、改善と改革を試みること。
- 四 保護観察を離脱して、所在不明になった者に関しては、改善更生の可能性が低く重大な再犯に及ぶ危険性が高いことが懸念されることに鑑み、所在不明者への抜本的な対応策を迅速に検討すること。
- 五 「更生保護のあり方を考える有識者会議」の最終報告を尊重しつつ、今の時代に適応した更生保護のあり方を検討し、更なる改善に努めること。
- 六 保護観察官の専門性を高める施策を講ずるとともに、その大幅増員も検討し、併せて、保護司制度の発展になお一層配慮すること。

右決議する。

法の適用に関する通則法案（閣法第43号）（先議）

【要旨】

本法律案は、国際的な取引等の増加や多様化などの社会経済情勢の変化及び近時における諸外国の国際私法に関する法整備の動向にかんがみ、法例の全部を改正し、法律行為、不法行為、債権譲渡等に関する準拠法の指定等の規定を整備するとともに、国民に理解しやすい法律とするためその表記を現代用語化しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、法律行為の準拠法

- 1 法律行為の成立及び効力は、当事者が当該法律行為の当時に選択した地の法による。
- 2 1による選択がないときは、法律行為の成立及び効力は、当該法律行為に最も密接な関係がある地の法による。

- 3 法律行為において特徴的な給付を当事者の一方のみが行うものであるときはその給付を行う当事者の常居所地法を、不動産を目的物とする法律行為であるときはその不動産の所在地法を、それぞれ当該法律行為に最も密接な関係がある地の法と推定する。

二、消費者保護のための消費者契約の特例

- 1 消費者契約の成立及び効力について、当事者による準拠法選択がある場合でも、消費者がその常居所地法中の特定の強行規定を適用すべき旨の意思を事業者に対し表示したときは、その強行規定をも適用する。
- 2 消費者契約の成立及び効力について当事者による準拠法選択がないときは、消費者の常居所地法による。
- 3 1及び2については、消費者が、消費者の常居所地と法を異にする地にある事業者の事業所等に赴いて消費者契約を締結したとき等の場合は適用しない。

三、労働者保護のための労働契約の特例

- 1 労働契約の成立及び効力について、当事者による準拠法選択がある場合でも、労働者が労働契約の最密接関係地法中の特定の強行規定を適用すべき旨の意思を使用者に対し表示したときは、その強行規定をも適用する。
- 2 労働契約の成立及び効力について当事者による準拠法選択がない場合は、労務を提供すべき地の法を労働契約の最密接関係地法と推定する。

四、不法行為の準拠法

- 1 不法行為によって生ずる債権の成立及び効力は、加害行為の結果が発生した地の法によるが、その地における結果の発生が通常予見することのできないものであったときは、加害行為が行われた地の法による。
- 2 生産物責任に関する債権の成立及び効力は、被害者が生産物の引渡しを受けた地の法によるが、その地における生産物の引渡しが通常予見することのできないものであったときは、生産業者等の主たる事業所の所在地法による。
- 3 他人の名誉・信用を毀損する不法行為によって生ずる債権の成立及び効力は、被害者の常居所地法による。
- 4 1から3による準拠法より明らかに密接な関係を有する他の地の法があるときは、その法による。

五、債権譲渡の債務者その他の第三者に対する効力の準拠法

債権の譲渡の債務者その他の第三者に対する効力は、譲渡に係る債権について適用すべき法による。

六、施行期日

この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 一 国際化の進展に伴い、国際私法の重要性がますます高くなっていることにかんがみ、社会の変化、諸外国の立法動向等へ的確に対応するなど、利用者のニーズに適合した規

律が確保されるよう、不断の見直しを行うこと。特に、不法行為に関する特別留保条項については、本法の運用状況を注視しつつ、国際的調和及び利用者のニーズの観点から、その必要性について更なる検討を行うこと。

- 二 我が国の法令が準拠法として国際的にも幅広く利用され、国際取引の更なる活性化・円滑化に資するよう、法令外国語訳の早期整備及び法制度の一層の充実を図ること。
 - 三 我が国における国際的な紛争をめぐる裁判において、準拠法となる外国法の適用が的確かつ迅速になされるよう、国際私法及び外国法の調査研究を行う体制を確立すること。
 - 四 国際私法は、企業間取引のみならず個人の日常生活生活関係に深い関わりを有していることにかんがみ、その十分な周知に努めるとともに、国際私法についての理解を深めるため、法教育の充実を図ること。
- 右決議する。

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する 法律案（閣法第49号）（先議）

【要旨】

本法律案は、犯罪収益のはく奪及び犯罪の被害者の保護を一層充実させるため、財産犯等の犯罪行為によりその被害を受けた者から得た財産（犯罪被害財産）について、一定の場合に没収又はその価額の追徴を可能とした上、没収し、又は追徴した財産を犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律による被害回復給付金の支給に充てるための所要の規定等を整備しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、犯罪被害財産の没収・追徴禁止の解除

財産犯等の犯罪行為が組織的に行われた場合、犯罪被害財産の隠匿等が行われた場合などに、犯罪被害財産の没収・追徴の禁止を解除し、没収・追徴した財産を犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律による被害回復給付金の給付に充てる。

二、要請国への執行財産等の譲与

外国から要請された没収・追徴の確定裁判の執行の共助に係る財産又はその価額に相当する金銭（執行財産等）を、当該要請国に譲与することができる。

三、施行期日

この法律は、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律の施行の日から施行する。

【組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律案及び犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律案に対する附帯決議】

政府及び最高裁判所は、両法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 一 両法の趣旨、内容、他の犯罪被害給付手続との相違等について、司法関係者、犯罪被害者団体等のほか、広く国民にも周知徹底がなされるよう努めること。
- 二 本制度が損害賠償請求権の行使が困難な被害者を救済するものであることを踏まえ、その捜査及び法の適用に当たり、個々の事件やその犯罪被害者の実情を十分勘案した柔

軟かつ的確な運用が行われるよう努めること。

- 三 被害回復給付金の申請ができる者に対しては、自己が申請可能であることを十分認識しうよう、事案に応じて、積極的に広報活動を行うとともに、犯罪被害者団体等を通じての情報提供などできる限り法定の公告・通知以外の方法をも活用し、周知徹底が図られるよう配慮すること。
 - 四 被害回復給付金の申請者が安心して確実に申請できるよう、その安全の確保については、遺漏なきを期するとともに、両法の施行後の状況等を勘案し、必要があれば迅速に適切な措置を講ずること。
 - 五 被害回復事務管理人については、適任者を確保するための必要な措置を講ずるとともに、被害回復事務が公平かつ適正に行われるよう十分配慮すること。
 - 六 被害回復給付金の申請書に添付する疎明資料に関しては、被害者や被害額の特定のために必要である場合にのみ追加提出が行われるものであることを周知徹底し、被害回復給付金の支給手続が適正に運用されるよう十分配慮すること。
 - 七 一般会計の歳入に繰り入れる給付資金に関しては、両法の施行後の状況等を勘案し、これを新たに判明した犯罪被害者等に支給することができる制度や犯罪被害者支援団体等の経費に充てることができる制度など、犯罪被害者等の支援に直接利用できる方策について、引き続き検討すること。
 - 八 被害回復給付金の支給手続が迅速かつ確実になされるよう、検察官に対する研修の充実等を含め検察庁の人的・物的体制の整備に遺漏なきを期すること。
 - 九 被害回復給付金の支給対象となる犯罪被害者の範囲の拡大及び犯罪被害財産に係る国税滞納処分の在り方については、両法の施行後の状況等を勘案し、我が国の民事法制度等との関連も踏まえつつ、引き続き検討をすること。
 - 十 犯罪被害者等基本計画に基づき政府において検討が進められている被害者が刑事裁判に直接関与することのできる制度の導入等について、できるだけ早期に結論を出し、その結論に従った施策を速やかに実施すること。
 - 十一 犯罪被害者等への支援については、社会全体の理解と協力が必要不可欠であることを踏まえ、関係機関と民間団体との連携強化や犯罪被害者等に対する国や地方公共団体の財政支援の在り方などに関して、諸外国の施策や立法例等も勘案し、必要な施策の推進に努めること。
 - 十二 犯罪被害者を含む違法行為により被害を被った者の損害の回復を国等の関与により容易にする制度の導入を含め、新たな被害者救済の仕組みについて、諸外国の立法例や損害賠償請求に関する諸施策等も勘案し、速やかに所要の検討を行うこと。
- 右決議する。

犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律案 (閣法第50号) (先議)

【要旨】

本法律案は、犯罪の被害者の保護を一層充実させるため、財産犯等の犯罪行為によりそ

の被害を受けた者から得た財産（犯罪被害財産）の没収又はその価額の追徴により得た財産等を用いて、当該犯罪行為により財産的被害を受けた者等に対する被害回復給付金の支給を行うために必要な事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、被害回復給付金の支給手続

- 1 支給の申請ができる者は、犯罪被害財産の没収・追徴の理由とされた事実に係る財産犯等の犯罪行為の被害者、これと一連の犯行として行われた財産犯等の犯罪行為の被害者等とする。
- 2 検察官は、1の犯罪行為の範囲等を定めて公告し、被害者等の申請に基づき支給の当否等を裁定して、その裁定が確定した段階で支給を行う。
- 3 支給をしてなお残余が生ずるときは、申請期間内に申請をしなかった者に対する特別支給手続を行う。
- 4 支給手続終了後、剰余財産があれば一般会計の歳入に繰り入れる。
- 5 支給手続の事務のうち一定のものを弁護士（被害回復事務管理人）に行わせることができる。

二、外国譲与財産の支給手続

外国から譲与を受けた犯罪被害財産についても、一に準ずる手続により、被害者等への支給に充てることができる。

三、施行期日

この法律は、一部を除き、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第49号）と同一内容の附帯決議が行われている。

刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案（閣法第51号）（先議）

【要旨】

本法律案は、公務執行妨害、窃盗等の犯罪に関する最近の情勢等にかんがみ、これらの犯罪に適正に対処するため、罰金刑を新設するなどその法定刑を改めるとともに、略式命令の限度額の引上げ及び財産刑の執行に関する手続の整備をしようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、刑法の一部改正

- 1 罰金又は料料の一部を納付した者についての労役場留置の日数は、その残額を留置1日の割合に相当する金額で除して得た日数（その日数に1日未満の端数を生じるときは、これを1日とする。）とする。
- 2 留置1日の割合に満たない金額は、納付することができない旨の規定を削除する。
- 3 公務執行妨害及び職務強要の各罪の法定刑を3年以下の懲役若しくは禁錮又は50万

円以下の罰金とする。

4 業務上過失致死傷等の罪の法定刑を5年以下の懲役若しくは禁錮又は100万円以下の罰金とする。

5 窃盗の罪の法定刑を10年以下の懲役又は50万円以下の罰金とする。

二、刑事訴訟法の一部改正

略式命令において科することができる罰金の最高額を100万円とする。

三、施行期日

この法律は、公布の日から起算して20日を経過した日から施行する。

出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案（閣法第56号）

【要旨】

本法律案は、テロの未然防止のため、上陸審査時に外国人（特別永住者等を除く。）に指紋等の個人識別情報の提供を義務付け、及びテロリストの入国を規制するための措置を講ずるほか、上陸審査及び退去強制の手続の一層の円滑化のための措置を講ずるとともに、構造改革特別区域法に規定されている在留資格に関する特例措置等を全国において実施するための規定を整備しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 テロの未然防止のための規定の整備

1 上陸審査時に外国人（特別永住者等を除く。）に指紋等の個人識別情報の提供を義務付ける。

2 テロリストの入国等の規制を適切に行うため、法務大臣が関係省庁と協議してテロリストと認定する者等を退去強制の対象とする。

3 本邦に入る船舶等の長に乗員及び乗客に係る氏名その他の事項の事前報告を義務付ける。

二 出入国管理の一層の円滑化のための規定の整備

1 上陸審査手続を簡素化・迅速化するため、個人識別情報を利用した自動化ゲートを導入し、一定の要件に該当する特別永住者等の外国人が同ゲートを通することを可能とする。

2 退去強制の迅速・円滑化を図るため、退去強制令書の発付を受けた者のうち、自費出国の許可を受けた者について、本国送還の原則を緩和して本国以外の受入れ国への送還を可能とする。

三 構造改革特別区域法に規定されている特例措置等を全国において実施するための規定の整備

構造改革特別区域法において在留資格に関する特例措置として規定されている特定研究活動及び特定情報処理活動、並びにこれに準ずる外国人教授の教育活動等を出入国管理及び難民認定法の在留資格（特定活動）として規定する。

四 施行期日

この法律は、公布の日から起算して、20日を経過した日から施行する。ただし、二の

2及び三については、公布の日から起算して6月を経過した日から、一の3については、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から、一の1及び二の1については、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日からそれぞれ施行する。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 一 個人識別情報として外国人に求める指紋情報の提供については、指紋の利用に係る国際的動向を勘案するなど、その実施時期を慎重に定めること。
- 二 提供された個人識別情報については、その保護に万全を図るとともに、保有期間は、本法の施行後の運用状況及びプライバシー保護の必要性を勘案しつつ、出入国の公正な管理に真に必要なかつ合理的な期間とし、期間経過後は直ちに適切な方法で消去すること。また、自動化ゲートの利用のために提供された個人識別情報については、その措置に係る登録が効力を失ったときは、直ちに当該個人識別情報を消去すること。
- 三 提供された個人識別情報の出入国管理の目的以外の利用については、慎重に判断し、必要最小限なものとする。
- 四 個人識別情報のうち指紋情報については、科学技術の進展、国際的動向等を勘案して、その提供義務化の要否、提供を義務付けられる外国人の範囲などを必要に応じ再検討すること。
- 五 新たに退去強制の対象とする「テロリスト」の認定に当たっては、恣意的にならないよう厳格に行うとともに、退去強制手続きを行うに当たっては、適正手続きの保障の理念に照らし、「テロリスト」と認定するに至った事実関係等を明確かつ具体的に示し、退去強制を受けようとする者が十分に反論を行う機会を与えること。
- 六 自動化ゲートの導入後においても、同ゲートを利用しない者に不便を来さないよう、出入国手続きの一層の迅速化に努めること。
- 七 個人識別情報提供の義務化については、特に近隣諸国等に対する十分な説明と広報を行うなど、観光立国行動計画の推進を阻害することのないように努めること。
- 八 国民の安全・安心を図るため、テロの根源的解決に向けた諸施策も積極的に推し進めていくこと。また、テロ対策を進めるに当たっては、難民条約や拷問等禁止条約の趣旨に反することのないように留意すること。

右決議する。

刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律案

(閣法第85号)

【要旨】

本法律案は、刑事施設、留置施設及び海上保安留置施設に収容されている未決拘禁者等について、その人権を尊重しつつ、適切な処遇を行うため、その権利及び義務の範囲を明らかにするなど、その処遇に関する事項について定めるほか、留置施設及び海上保安留置施設の設置の根拠、留置施設への代替収容等について所要の規定を整備しようとするもの

であり、その主な内容は次のとおりである。

一、未決拘禁者等の処遇

- 1 未決拘禁者等の権利及び義務の範囲を明らかにするとともに、その生活及び行動に制限を加える必要がある場合につきその根拠及び限界を定める。
- 2 未決拘禁者等の衣食住その他の適正な生活条件の保障を図るとともに、医療、運動等その健康の維持のために適切な措置を講ずる。
- 3 未決拘禁者等の不服申立制度（審査の申請、事実の申告、苦情の申出）を整備する。

二、留置施設及び海上保安留置施設の基本及び管理運営

- 1 留置施設及び海上保安留置施設の設置の根拠を定める。
- 2 刑事施設の収容対象者について、一部の者を除き、刑事施設に収容することに代えて留置施設に留置することができる。
- 3 留置施設視察委員会を設置する。

三、施行期日

この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について各段の配慮をすべきである。

- 一 昭和55年の法制審議会による、「関係当局は、将来、できる限り被勾留者の収容の必要に応じることができるよう、刑事施設の増設及び収容能力の増強に努めて、被勾留者を刑事留置場に収容する例を漸次少なくすること。」との答申を想起しつつ、現在、刑事収容施設の過剰拘禁問題の解決が、当時に比しても、喫緊の課題になっており、その実現に向けて、関係当局はさらなる努力を怠らないこと。
- 二 未決拘禁者の処遇に当たっては、有罪判決が確定した者でないことを踏まえ、必要のない制約が行われないことがないよう十分に留意するとともに、その防御権を尊重すること。特に、未決拘禁者の私物の保管限度量を定めるに当たっては、訴訟の準備に支障が生じることのないよう、訴訟記録等の取扱いについて十分に配慮すること。
- 三 未決拘禁者と弁護士等との面会については、面会の状況を監視すること等によりかきそめにも秘密交通権の侵害となることがないよう留意するとともに、連日的・集中的な公判審理が行われる中で防御権を実質的に保障するため、夜間・休日面会に対応することができるよう、必要な人的・物的体制の整備に努めること。
- 四 未決拘禁者と弁護士等との連絡手段としての電話、ファックス等の導入については、その必要性が高いことにかんがみ、通信インフラその他の物的基盤・人的基盤の整備に努めるとともに、弁護人の同一性の確認等の課題にも留意しつつ、これを利用できる範囲、方法、アクセスポイントの在り方等について検討を進めること。
- 五 被収容者の生活環境の一層の改善を図るとともに、刑事施設における過剰収容状態が拡大し、職員の勤務負担が増大し続けていることにかんがみ、過剰収容問題の解決に向けて必要かつ十分な予算を確保し、刑事施設の人的・物的整備に努めること。
- 六 裁判員制度の実施を控え、刑事司法制度の在り方を検討する際には、取調べ状況の可

- 視化、新たな捜査方法の導入を含め、捜査又は公判の手続に関し更に講ずべき措置の有無及びその内容について検討を進めるとともに、代用刑事施設制度の在り方についても、刑事手続全体との関連の中で検討すること。
- 七 代用刑事施設においては、自白の強要といった批判を招くことのないよう捜査担当者に徹底を図るとともに、女子の被収容者の処遇には女子の職員を配置するよう努めること。
- 八 捜査と留置の完全な分離を図るため、留置担当官は捜査業務に従事してはならないこと及び捜査担当官は原則として留置業務に従事してはならないこととし、取調べに当たっては、被留置者の起居動作の時間帯を遵守するよう努めること。また、留置業務管理者は、未決拘禁者等の居室の出入りについて、その時刻その他の事項を記録し、保存するとともに、裁判所等からの求めに応じ、これを開示すること。
- 九 防声具の使用状況については、留置施設視察委員会に必ず報告するとともに、留置施設における防声具の使用の将来的な廃止を目指し、留置施設への保護室の整備を計画的に進めるほか、処遇困難被留置者の早期の刑事施設への移送を積極的に推進すること。
- 十 留置施設視察委員会の委員は、幅広く各界各層から選任することとし、委員会が留置業務管理者に対して述べた意見は、本制度が導入された趣旨にかんがみ、十分尊重すること。
- 十一 拘禁されている被告人が法廷に出廷する際には、逃走等の防止に留意しつつ、ネクタイ、ベルト、靴の着用等服装に配慮すること及び捕縄・手錠を使用しないことについて検討すること。
- 十二 反則行為に対する禁止措置の適用に当たっては、対象者が未決拘禁者であることを十分に踏まえ、かりそめにも取調べと関連付けることのないよう徹底すること。
- 十三 死刑確定者の処遇に当たっては、死刑確定者処遇の原則に定められている「心情の安定」は、死刑に直面する者に対する配慮のための原理であり、これを死刑確定者の権利を制限する原理であると考えてはならないことを徹底すること。
- 右決議する。

執行猶予者保護観察法の一部を改正する法律案（衆第10号）

【要旨】

本法律案は、保護観察に付された執行猶予者の現状にかんがみ、転居又は7日以上の旅に係る許可、特別の遵守事項等に関する規定を整備しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、保護観察に付された者が、住居を移転し、又は7日以上の旅をするときは、あらかじめ、保護観察所の長の許可を受けなければならない。
- 二、保護観察所の長は、刑法第25条の2第1項の規定により保護観察に付する旨の言渡しがあつたときは、法務省令で定めるところにより、その言渡しをした裁判所の意見を聴き、これに基づいて、その者が保護観察の期間中遵守すべき特別の事項を定めなければ

ならない。

三、保護観察所の長は、二の特別の事項を定めたときは、本人に対し、書面で、保護観察の期間中遵守すべき事項を指示し、署名又は押印をもって、その事項を遵守する旨を誓約させなければならない。ただし、本人が重病又は重傷である場合には、この限りでない。

四、この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】

犯罪者予防更生法の一部を改正する法律案（閣法第26号）と同一内容の附帯決議が行われている。